

クーリング・オフおよび中途解約について

クーリング・オフ

彩-SAI-クラウドファンディング（以下、「本サービス」と言う。）では、お客様が契約締結時書面を受領した日、（電子交付の場合は、契約締結時書面の電子データがお客様に送付された日）から起算して8日を経過するまでの間は、クーリング・オフ制度により、対象ファンドに係る出資申込および契約（以下「契約等」といいます。）を解除することができます。

この期間内に契約等の解除を希望されるお客様は、当社所定の「届出書」を提出いただき、「書面」での解除通知をお願いします。

出資金をお振込みされた後にクーリング・オフを適用されたお客様につきましては、当社にて「クーリング・オフ届出書」のご提出が確認できた後、当社指定日に出資金額を返金いたします。なお、この解除による違約金や解約手数料等の発生はございません。

「クーリング・オフ届出書」はページ2を印刷し、Iとお名前ご住所を記入後、各営業者に郵送またはメール等（pdfデータ）にてご提出をお願いいたします。

中途解約

やむを得ない事由が存在する場合にのみ、当社宛に、当社所定の「中途解約申込書」を提出することによる解約を申し出ることにより、運用中のファンド解約が可能です。（解約には出資金[税別]の持分譲渡手数料として、持分の5%が別途必要となります。）

なお、解約事由によっては、解約をお断りする場合もございますのでご了承ください。

「中途解約申込書」はページ2を印刷し、IIとお名前ご住所を記入後、各営業者に郵送およびメール等（pdfデータ）にてご提出をお願いいたします。

制定 2022年6月30日

届出書

営業者 _____ 御中

※契約した特定共同事業者の営業者名を記入してください。(例：株式会社フジハウジング)

I. クーリング・オフの場合 (契約締結時書面受領後 8 日以内)

不動産特定共同事業法第 26 条に基づき、次の契約を解除いたします。

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

ファンド名： _____

II. 中途解約の場合

下記ファンドに係る不動産特定共同事業契約について、中途解約いたしたく、申請します。中途解約の申し込みに際し、**契約成立前交付書面第 20 条**で定める持分譲渡手数料 (持分の 5%) のお支払いまたは相殺に同意いたします。

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

ファンド名： _____

申込 口数： _____ 口

解除 口数： _____ 口

解除 事由： _____

年 月 日

ご住所

お名前